

## 第26回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録 (要旨)

- 1 開催日時 平成24年9月19日(水) 18時30分から20時58分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 24人(欠席者5人)  
出席委員 石坂卓也(副会長)、伊地山和茂、小林又市、小林義明(会長)、  
小松日出雄、小松増美、佐々木善信、嶋田一夫、鈴木和夫、田中一枝、  
馬部昭二、牧野隆男、増田雅則、町田宇平、水野浩、山添登、和田純男、  
浜三昭(副会長)、吉野弘巳、澤田忍、荻原正樹、佐藤昌一、竹内富士夫、  
長岡博之
- 4 出席者  
参 与 河村孝(三鷹市副市長)、小林一三(調布市副市長)  
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、飯高秀男  
JFEエンジニアリング株式会社 大村嘉則  
パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学
- 5 傍聴者 10人

## 【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項  
第25回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 協議事項  
(1) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(たたき台)について  
(2) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設工事に係る日曜日の作業について
- 4 その他  
(1) その他報告  
新ごみ処理施設建設工事進捗状況について  
(2) 日程
- 5 閉会

## 【配付資料】

### 議事次第

- 【資料1】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書関係書類一式
- 【資料2】 第25回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨
- 【資料3】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題  
(第18回～第25回地元協議会において出された課題)
- 【資料4】 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設試運転に関する協定書(案)
- 【資料5】 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設工事に係る日曜日の作業について

## 【会議録】

18時30分 開会

### 1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】

会長 : 本日もまた、A参与、B参与にもご出席をいただいておりますので、活発な議論ができればいいなと思っております。よろしく願いいたします。  
本日は、29名中24名の委員の皆さんにご出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

前回の地元協議会のときも申し上げましたが、今後の新ごみ処理施設のスケジュールから、できれば9月には協定書をまとめたと思います。きょうは第4章の終わりまで質疑を終わらせたいと思いますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

### 2 報告事項

第25回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長 : 報告事項、第25回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について。

A 委員 : 32ページ、私の発言の文章なんですが、中ほどにあります、「前にお話ししたことがあるんですが」からの続きですけれども、2行目に「同意見」、同じ意見だというふうに言葉が整理されていますが、私は拒否権なんという過激な言葉を使うと適切ではないと思って、造語なのかな、同意権。「見」は権利の「権」なんです、私が言っているのは、同意する権利、不

同意の権利。利害関係者の同意権。造語かどうかわかりませんが、私はそういう意味で申し上げたので、文章が違いますので、訂正をしていただければ。

会 長 : 修正をして、お出しをするということで。ほかにありましたら。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 : なければ、議事録公開をお願いいたします。

### 3 協議事項

(1) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(たたき台)について

会 長 : 次第の3番目、協議事項。ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(たたき台)について。今回は、第1章、第2章、第3章について協議しました。

まず、この検討結果について、1章、2章、3章、全体を事務局から説明、お願いいたします。

G 委員 : ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題ということで、資料3、A4の横書きのものでございます。これと、本日、資料1ということで、1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7と細かく振ってあると思います。この2つの資料を使いまして、ご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず資料3をごらんください。こちらに前回までの課題のまとめが書いてございます。そして、前回出ました新しいご意見につきましては、青色で書いてございますので、その部分をご説明させていただきます。

まず、第1章総則の第2条の3、課題といたしまして、ごみ処理基本計画への参画については検討しますとなっているが、地元協議会の代表を加えるべきであるというご意見でございます。これにつきまして、事務局の対応の方向性でございますが、これは前回両市の部長が回答したとおりでございます。調布市は、次期基本計画を審議会に諮問、検討しており、現行委員体制で行います。地元協議会委員が出席し、意見等を述べることはできると考えられます。三鷹市は、平成23年度に改定し、平成27年度まで計画期間があります。次回の策定の際設置する市民検討会議のメンバ

一に加えることを検討します。という回答でございます。

それでは、1枚めくっていただきます。第3条の2、甲に事前に協議しというのは一般に相談という意味にとられるので、事前に協議し決定するべきであるというご意見でございます。これにつきましても、前回に回答したとおりでございます。組合としての意思決定は正副管理者が行い、議会の承認を得ることが正式な手続となりますけれども、地元協議会の事前協議の重みは十分理解しておりますので、皆様とも十分な協議を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、第2章に入ります。第7条。臭気指数が12を超えた場合は施設を停止するののかというご意見でございます。これについての回答でございますが、臭気指数が基準値を超えた場合は、原因を究明し対応いたしますということでございます。まず原因究明を行いますので、直ちに停止をするというわけではございませんというのが回答になります。

続きまして、PM2.5は清掃工場からの汚染寄与の程度の推定に有効とのことなら測定することというご意見でございます。これにつきましては、周辺環境のPM2.5の値とその成分分析で本施設からの汚染寄与の程度を推定する方法について適切な手法があるか検討していきますということで、PM2.5は確かに新しい手法でございますので、このPM2.5を測定するということについて、今後も検討して、実効性があるということが判明いたしましたらそのときに実際に行うということで、今のところはまだ検討段階ということでご容赦いただきたいと思います。

続きまして、一酸化炭素、二酸化炭素、排ガス量、気象データの測定を追加することというご意見でございます。これにつきましては、二酸化炭素排出量につきましては、後で計算して出すものですので、環境報告書に掲載することといたします。また、一酸化炭素、気象データは、新たに測定項目に加えましたので、他の測定項目とあわせて公表いたしますということでございます。

まず、一酸化炭素をどこに加えたかということでございますが、資料1の附箋のついている2-1でございます。第7条第2項に定める測定項目、測定方法及び回数等（案）がでございます。その排ガスの測定項目、測定方法及び回数等のところで、上から4段目、水銀の下になりますけれども、ここに一酸化炭素を追加しております。続きまして、気象データでござい

ますけれども、気象データにつきましては、1枚めくっていただきますと、右側に、周辺大気の測定項目、測定方法及び回数等というものが出てまいります。その表の下の注2でございます。注2として、「上記の測定にあわせて測定日の気象状況を調査する」ということで、気象状況を調査して公表いたしますというところでございます。

続きまして、周辺環境は最低2年測定することというご意見でございます。これにつきましても、気象状況の表と同じ、周辺大気の測定項目、測定方法及び回数等の表をごらんください。まず注1のところで、「平成25年度は上記の測定場所に加え環境影響評価で実施した7カ所で年4回測定し、問題がなければ平成26年度より上記のとおりとする」ということで、です。ので、26年度以降も上記の南浦小学校及びしいの木公園では引き続き測定を行うというところでございます。以上が回答でございます。

続きまして、第3章に入ります。第10条、専門委員会の結論を地元協議会に報告することというご意見でございます。これにつきましては、専門委員会の結論を地元協議会に報告いたしますというところで、条文上はどこになっているかということですが、これは資料1の、1-1を1枚めくっていただきますと、右側に、第10条、専門委員会という条文がございます。こちらの3番目に書いてあるもの、青で書いてあると思いますが、これが第3項になります。「乙は、第1項に定める専門委員会の調査、審議の内容を甲に報告するものとする。」というところで、ここに追加しております。

続きまして、2つ目でございます。学識経験者の人選は地元協議会の協議とすることというご意見ですが、これにつきましては、前回回答いたしましたとおり、学識経験者は適切な人を人選いたしますというところで、協議事項にはなじまないと考えているところでございます。

続きまして、3点目でございます。委員は地元協議会から正副会長を除く各市2名を入れることというご意見でございます。これにつきましては、前回2名を4名にしたいというふうにお答えさせていただきましたが、今回も同様でございます。地元協議会から正副会長を含む4名にさせていただきたいと考えております。これにつきましては、今度は附箋のついている2-3になります。ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（仮称）設置要綱（案）でございます。こちらの第3条、組織でございます。こちらの（6）、

6号になりますけれども、ここに「ふじみ衛生組合地元協議会の三鷹市・調布市の住民委員各1名」、赤で書いてありますけれども、これを新たに追加いたしまして、正副会長とあわせて合計4名ということにしております。さらに、それだけでは場合によっては不足するかもしれないということも考えられますので、その一番下、(10)、第10号になりますけれども、「その他管理者が認める者」ということで、これは学識経験者にしろ、地元協議会の委員にしろ、何かどうしても人数を増やさなければいけないというような事例が発生しました場合には、管理者が認める者というところで、この10号のところで人数を増やしたいというふうに考えます。

続きまして、開催は年2回開催が妥当である、だめであるなら複数委員の開催要求で開催できるようにすることというご意見でございます。これにつきましては、定期的に年2回程度の開催を考えますということでございます。同じく2-3の第6条。会議の第2項でございます。青で書いてございますが、「専門委員会は、年2回開催する。なお、必要があると認めるときは、その都度開催することができる。」ということ、年2回ということを明確に書かせていただいております。

続きまして、第8条の疫学調査等の「等」を取るということのご意見でございます。これにつきましては、第8条の疫学調査等の「等」を取りますということでございます。第8条の第2項でございます。「健康部会は、第2条第1項第1号の事項を所掌するとともに、非常時における市民の健康に関する対応計画（疫学調査を含む）を作成する。」ということ、「等」を取らせていただきました。そこが青で書いてございます。

続きまして、健康被害が発生したら決められたシステムで原因究明が速やかに行われるように条文で整理することというご意見でございますが、これにつきましては前回の回答のとおりでございます。健康被害の対応は、健康部会で所管することとし、市民の健康に関する対応計画を作成する中で検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、協定書の第10条に定める専門委員会の設置要綱第1条にエコサービスがなぜ出てくるのか、それから、不燃施設が抜けている、協定書第10条に定めるという文言を加えるという、3点のご意見をいただいております。これにつきましては、設置要綱（案）の第1条の表現を修正いたしますということ、附箋のついている2-3の一番最初です。設

置、第1条でございます。「ふじみ衛生組合は、ごみ処理施設の運転に関して、地域住民の健康被害の防止及び施設の運転の監視を行うため、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書第10条に基づき、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（以下「専門委員会」という。）を速やかに設置する」ということで、エコサービスふじみ株式会社を削りました。それによりまして、不燃施設も含むという形での「ごみ処理施設」という文言になっております。それから3点目の、協定書第10条を加えるということですので、「協定書第10条に基づき」という言葉を加えさせていただきました。

それでは、またもとの資料3に戻っていただいて、協定書の第10条に、乙は速やかに専門委員会を設置するとなっているが、地元協議会と専門委員会の位置関係はというご意見でございます。回答としては、前回の回答のとおりでございます。専門委員会は地元委員会の下部組織ではありません。ふじみ衛生組合が設置し管理者に意見具申する組織と理解しております。ただ、この回答だけでは非常にわかりにくいということがございましたので、本日、第26回地元協議会におきまして、概念図をお示ししますということでございます。

この概念図はどこについているかというのと、2-4、こちらに概念図がございます。以前図でお示しましたのは、この専門委員会、そして健康部会と施設部会、この3つが書いてあったと思うんですが、それだけではわからないということで、全体の概念図を書かせていただいております。まず地元協議会とのかかわりですけれども、地元協議会は専門委員会に委員を参加させるという形になります。また、ふじみ衛生組合は専門委員会に対しまして状況説明と報告を行います。それに対しまして専門委員会は、ふじみ衛生組合に調査、審議結果を報告する、または評価・提言を行うということです。その協議結果につきましては、また、ふじみ衛生組合から地元協議会へ協議なり報告をさせていただきます。すると、今度はまた地元協議会からそれについての意見や要望が出るとお思いますので、地元協議会から出た意見・要望につきましてはふじみ衛生組合が受けまして、それをまた専門委員会へ報告するというような仕組みでございます。また、右下にありますけれども、委託会社からは運転状況の説明を専門委員会へさせていただきます。また、何か特別な事象が発生した場合には、専門委員会

からの報告・提言等を受けまして、ふじみ衛生組合が関係機関に、疫学調査ですとか事故の調査、こういったものを依頼・委託いたしまして、その指導・報告のもと、ふじみ衛生組合が改善を行うというような仕組みでございます。これが概念図でございます。

また、この概念図に伴いまして、条文も若干変えております。附箋2-3でございます。専門委員会の設置要綱（案）でございます。それを今の概念図に合わせております。まず、第2条の所掌事項でございます。第2条の所掌事項に、2項と3項を追加いたしました。第2条第2項、「専門委員会は、所掌事項について調査、審議し、その結果をふじみ衛生組合に報告する。」第3項、「専門委員会は、必要に応じ、ふじみ衛生組合に対し、所掌事項について評価、提言を行うものとする。」というところを加えております。それから、第6条、会議のところでございます。第3項です。ここは、委託会社という概念図にさせていただきましたので、「委員長は、専門委員会に委託会社を出席させ、説明を求めることができる。」ということで、可燃の委託会社のみならず不燃の委託会社についても場合によっては出席をさせ、説明を求めることができるというふうに変えております。

続きまして、協定書とこれまでの資料との関係がはっきりしないので、整理して出してほしいというご意見でございます。そこで、本日は1冊の資料にまとめましたということでございまして、この資料の1全体を考えております。資料1-1、これが協定書でございます。それから、附属の資料といたしまして、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、これを考えております。これ1冊で協定を結ぶというイメージでございます。ですので、1-1だけで協定を結ぶというわけではございません。2-1から2-7も別冊としてつけさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、標題に安全衛生は要らないというご意見ですが、これは、要綱の標題は施設の安全及び住民の健康衛生面を意識したものでございますので、安全衛生をつけさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、第11条でございます。これは施設への立ち入りの文章でございます。最初の文章に戻してほしいというご意見と、ただし書きがあるとだめと言ったらふじみに入れなからただし書きは要らないという、



両方のご意見がございました。資料1-1の第11条、施設への立入という条文をごらんいただけますでしょうか。これにつきましては、前回修正して提示した文章としますということで、赤で書いてあるとおりでございます。「乙は、甲の施設への立ち入りについて、施設管理上支障がないときは、これを認めるものとする。」という表現にしております。この赤字のまままでいきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、第12条の2。第12条の2に関連する資料6については異存はないが、12条と資料6との位置関係を説明することというご意見です。この前回の資料6というのは、通常時の放射能に関する措置でございます。前回の資料6は、今回の資料では2-6でございます。位置関係ということですので、災害廃棄物受入時以外（通常時）に関するふじみ衛生組合の基本方針は、第12条の2に定める放射能に関する措置として定めるものということですということで、位置関係を明確にさせていただきました。

また、ご質問事項ではございませんでしたけれども、2-5、災害廃棄物の受け入れに関するふじみ衛生組合の基本方針（案）、これにつきましても同様に、第12条の2に定める放射能に関する措置としてこの基本方針を定めるということで、位置関係を明確にさせていただいております。

続きまして、第14条でございます。第1項の「乙は、施設へのごみの搬出入及び施設の稼働に起因し」とあるが、乙は施設へのごみ搬出入及び施設の設置並びに稼働に起因しというふうに、設置という言葉を入れることというご意見でございます。例えば、電波障害というのは施設が設置されるから起こるのであろうというようなご意見でございます。これにつきましては、修正しますということでございます。どこを修正したかということでございますが、これは1-1、協定書の第14条、損害賠償というところでございます。第14条、「乙は、施設へのごみの搬出入並びに施設の設置及び稼働に起因し、乙の責に帰すべき事由により地域住民に被害を及ぼした場合は、誠意をもってその補償を行うものとする。」ということで、ここで施設の設置という文言を追加させていただいております。

それからもう1カ所、関連で追加しております。第17条でございます。第17条、「本協定の効力は、地元協議会設置要綱第3条第4項別表第2に定める町丁目の住民に及ぶものとする。ただし、この地域以外において施設の設置及び稼働に起因する影響があった場合は、乙は、本協定に準じ対

応するものとする。」ということで、第17条にも設置という言葉を追加させていただきます。

続きまして、公害では被害者がすべて立証するのは難しい。「乙の責めに帰すべき事由」は削除し、ただし、乙の責めに帰すべき原因ではないことを立証したときはその限りではない、を入れることというご意見でございます。これは前回回答させていただきましたが、公害裁判の事例は私どもも承知をしておりますが、ご意見のただし書きでは間口が広過ぎますので、ちょっと表現を工夫させていただきたいというふうに考えております。どのように表現を工夫したかということですが、これは1-1、協定書の第14条の2でございます。第14条の2を新たに設けました。健康被害への対応という条文でございます。1-1第14条の2、「乙は、地域住民に健康被害が生じた場合は、専門委員会の調査、審議の結果を踏まえ、誠意を持って対応するものとする。」というふうに新しい条文を加えさせていただきます。

ここまでで、第1章から第3章までの前回のご質問、ご意見に対する回答をさせていただきました。

会 長 : ここで、本日欠席のE委員から書面でご意見をいただいておりますが、これをどのようにするか、皆様に取り扱いについて、ご意見をお伺いしたいと思います。

B 委員 : 質問事項だけでも教えてもらえばと思います。今、ここで。E委員から恐らく意見があったと思うんですよ。簡単でいいですから、どういうことを意見があったのか、箇条書き的な言葉でいいですから、説明してもらえば。

会 長 : とりあえず配付します。

a 副会長 : 今、配付いたしますので。お時間ちょうだいします。

(資料配付)

会 長 : そのご意見を、出席している皆様のご意見と同等に取り扱うかどうかということでございます。

いかがでしょうか。取り扱っていいと思われる方。

(「異議なし」の声あり)

会 長 : 皆さんの意見と同様に取り扱わせていただきます。それでは、事務局より説明をお願いします。

G 委員 : それでは、E委員から書面でいただいたご意見、ご質問、要望について読ませていただくとともに、事務局としての考え方を簡単にお示ししたいと思います。

まず1つ目、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結するというところで、第1条 「本協定」はということ直してほしい、修正してほしいということ。これは1-1、協定書の一番最初、第1条でございます。一番上のくだりと第1条のところでございます、第1条に「この協定は」と書いてありますが、第2条の2の2行目は、「本協定」となっております。同じ協定なのにいろいろな言い方をしておりますので、E委員としては、「本協定」で統一してはいかがかというご意見でございます。これについては、「本協定」で統一をするということで、第1条について修正をしたいというふうに考えますので、次回修正したものでお示しをしたいというふうに考えております。

続きまして、第2条の3、年間ごみ処理計画及び年間ごみ処理実績並びに年間環境保全計画及び年間環境保全実績等についてということでございます。これは、情報公開のところ、ごみ処理計画やごみ処理実績だけではなくて、各測定項目について、年間の測定計画を明らかにするとともに、その結果についても公表すべきだろうというご意見でございます。これにつきましては、第2条の3ではなく、第7条に新たに第3項を設けたいというふうに考えます。環境測定及び調査という第7条がございますので、ここにE委員の趣旨を踏まえて、第3項として、年間の測定計画及び結果について甲に報告するものとするというような文言を後日加えて、お示しをしたいというふうに考えております。

続きまして、要望事項でございます。第7条関係でございます。周辺大気の測定に関してのご要望ということございまして、実際に測定する日時の選定に当たっては、測定地点が風下となるようなときに行ってもらいたいということでございます。これは測定の時期についてのご要望でございます。私ども、年2回ないしは年4回の測定を考えておりますけれども、必ず測定地点が風下となる時期を外さないでやるということで、年2回の場合には夏と冬、年4回の場合には春、夏、秋、冬。春夏秋冬で測定をすれば、北風のとき、南風のとき、両方入りますので、必ずどちらかの風下が入るということで、測定の時期を工夫してまいりたいというふうに考え

ているところでございます。要望事項として承りたいと思います。

続きまして、第15条。これにつきましては、第4章のお話でございますので、皆様の第4章の意見と一緒に取り扱いをさせていただきたいと思っております。

続きまして、別冊についてということでございます。別冊(3)として、施設の範囲、可燃施設、不燃施設の概要図面をつけてくださいというご意見でございます。これは別冊ということで対応したいと考えますので、よろしく願いいたします。

会 長 : ただいまのE委員の意見、そして第1章、第2章、第3章の事務局からの修正点を一括して質疑を行いたいと思います。ご意見ある方は挙手をお願いいたします。

B 委員 : 前回、新ごみ処理施設のほうについてはエコサービスふじみが入って行うとなっていて、それでは旧棟のほうの不燃物処理施設が入っていないんじゃない、抜けているんじゃないですかということで、今回何か1-1で条文で直ってきましたけれども、要するに私はこう思うんですよ。労働基準法の第5章の中で、40条から50条にかけて細かく言っているわけですよ、安全と衛生についてね。で、恐らくエコサービスのほうは当然これから結ぶんでしょうから、労働基準監督署にいう安全委員会、月に1回総括でそれぞれの結論は従業員のために公表していると思うんです。従業員のために委員会が開かれている。しからば、古いほうの安全衛生管理者と衛生管理者はどなたか、教えてください。

会 長 : それは、修正点でも何でもありませんか。

B 委員 : いや。じゃ、続けます。恐らくその中で同じことを言っていると思うんですよ。換気とか、採光とか、照明とか、保温とか、休養とか、防曝とか、それから疾病ですか、清掃、そのようなことを健康及び生命の保持に必要な措置をとらなきゃならない。もしそういう委員会をやらないで偽りのことをやれば当然、労働基準法ですから、処罰を受けるわけですよ。で、先ほど言ったエコサービスと不燃物処理場の労働安全衛生委員会の整合性はどうなっているんですか。お聞きしたいです。

会 長 : 今B委員がお話ししたことは、事務局が説明したものと全然関連性がないことで。

B 委員 : いやいや、あるでしょう。

- 会 長 : 修正点について質疑があればというお話を私はさせていただきました。
- B 委員 : いや、だから、前はエコサービスだったものを修正したでしょう。抜かしたじゃないですか。
- 会 長 : ちょっと待ってください。答えますから。お願いします。
- R 委員 : B委員のほうからの、今の質問は、リサイクルセンターのほうの安全衛生管理者のことと理解しましたけれども、リサイクルセンターは、確かにB委員のおっしゃるとおり、今委託事業者2社でやっております、この施設では50人ぐらい今従事者がいらっしゃいます。ただし、労働安全衛生法では確かに50人以上ですと安全衛生管理者を立てて労働基準監督署に届け出が必要となりますけれども、私のほうでその件につきましては三鷹労働基準監督署に伺いまして、今リサイクルセンターでは三鷹市の市内業者1社と調布市の市内業者1社、合計2社でやっております、この2社で合計50人なんですね。ですので、今、三鷹市の業者で大体25名程度で、調布市の業者さんで大体25名程度です。ですので、労働基準監督署の見解では、1事業者で50人の場合は安全衛生管理者を立ててくださいということでしたので、今回届け出は要りませんよということの回答でした。ただし、確かに10人以上50人未満ですので、安全衛生推進者は立ててくださいということですので、それは各事業者、1社ずつですね、1人ずつ安全衛生推進者を選任しております。ただし、その届け出は要らないということですので、今そのような状態となっております。
- B 委員 : 第1条の、「地域住民の健康被害の防止及び施設の運転の監視を行うため」とありますよね。そうですね。設置、第1条。ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（仮称）設置要綱の、第1条の設置、ありますよね。それで、青については、エコサービスは消しましたと。黒のところの「地域住民の健康被害の防止及び施設の運転の監視を行うため」とありますから、そのためにつくるわけですよ、この衛生専門委員会の委員というのは、例えば、素人が化学方程式をわからない人が、なるのはおかしい。労働基準法でいけば、ボイラーマンとか電気技術者とか、そういう有資格者でなければだめだと。こういう施設の運転の、我々、甲と乙、我々と、自治会とふじみ衛生組合との、これは設置要綱をつくるわけですよ。そうですね。で、施設の運転の監視を行うためにつくるわけでしょう。そうじゃないですか、ここに書いてありますから。で、まさに甲と乙、10条に基づき設

置しますよと。そうすると、どういう資格の人がどういうものを、どういう人を置くのかというのは、労働基準法と同等の資格の人じゃないといけないんじゃないですか。その点、お伺いします。

a 副会長 : わかりやすいように2-4の資料を見ていただきます。この概念図でございしますが、結論から言いますと、これはふじみ衛生組合に専門委員会を置くということです。その内容が、住民の健康被害の防止と施設の運転の監視というのが基本ということでございます。先ほどのB委員がおっしゃったのは、労働安全衛生法に基づく、手続の問題だと思いますので、これは全く別のもので、専門委員会でございますので、そのようにご理解いただければと思います。

A 委員 : 12条の2の関係なんですけど、放射能問題で、12条の2で、問題を整理していただいて、2-5と2-6という、災害廃棄物の問題と平常時の問題と分けられて提案がされています。別表2の排水、排ガスの基準がありますね、運転停止要件になる。これと4,000ベクレル/kgとか8,000ベクレル/kgとかという数字との因果関係というのはどういうものなのか、ちょっと教えていただきたい。8,000ベクレル/kgとか4,000ベクレル/kgは焼却灰ですよ。別表2の基準で、排水や排ガスの中に別表2の数値が出てきたときに、一体それは焼却灰には4,000ベクレル/kgになるのか、8,000ベクレル/kgになるのかという因果関係はないんですか。1つは、2-6の4項に別表2の基準の場合に停止すると書いてありますから、こっちに移したのは、どこに移されてもあるから担保されていると思うんですが、この基準と4,000ベクレル/kgとか8,000ベクレル/kgの因果関係、わかったら教えてくださいませんか。

G 委員 : これにつきましては、前回、8月30日の参考資料の2に、放射能の基準についてということで資料をお出ししています。必ずしも、排ガス、排水の中に含まれているからこれだけ灰の中に出るんだというものではありません。

A 委員 : 因果関係はないと。

G 委員 : ありません。というのは、灰の中に含まれるというのは、逆に言うと、放射能が除去されているということなんです。除去されているから灰の中に放射能が入ってまいります。除去しきれないと外へ出るわけですよ。そうすると、排水に出るとか、排ガスに出るという形になるので、必ずしも排

水、排ガスから出たから灰の中の放射性物質の濃度が高いということではありません。因果関係というのは、そういう点ではございません。

それと、この難しい式は、この数値を超えなければ基本的には人間が0歳から70歳になるまでこういった空気を摂取したとしても被曝線量が年間1ミリシーベルト以下となり、安心して生活ができるということで、国のほうとしてはこの排ガス、排水の基準を定めたということです。

A 委員 : いや、それも安心かどうかという問題はね、国の前の基準は100ですから、それが240に引き上げて、瓦礫の処理だけはやらせようと、こう言っているわけですから、安全か、安心か、私はG委員が説明してもそう思わないけど。まあ、それはそれとして置くとして、少なくとも前の100でいけば4,000ベクレル/kgになるわけですよ。山形はそれを適用したんだと思うんですけどね。直接聞いていませんが、できるだけ低く自主規制値をつくりたいという意図で私は今質問を少ししているんですが、因果関係が定かでないということはわかりました。

会 長 : 第1章、第2章、第3章に関して、ほかにありますか。

O 委員 : 専門委員会のメンバーで、私、前回、あと地元住民の協議委員の方3名増やしてほしいと。現段階で1名というふうに書いてありますけど、その理由をですね。放射能とか、ごみだとか、それから健康というのは、非常に重要だと思います。思いますけど、それは測定機器が非常に精密になっておりまして、そこではかれるわけなんですね。それで、私が提案した人数が単なる多いという問題ではなくて、一番大きな問題は、にょいの問題だと思っんです。地元で説明しましたら、にょいは絶対大丈夫かと言っんですよね。にょい。これは風下、風上、どちらによっても出る場合と出ない場合、それから風向きによって、ある人だけはにょい、全然におわないという問題がある。そうすると、これは場合によっては設備を充実して、にょいを消すということになりますね。B委員がよく、にょい、にょいと言って、設備の改善と言って強行に押し掛けておりますけど、何かいまだに改善されていないようなんですよ。だけど、これは住民が協議委員が多いからといって改善する問題ではなくて、にょいの実態が、幅広くとらないといけないと思っんですよ。ここに推薦された学識経験者、医者、それから三鷹市生活環境部長、調布市環境部長さんと、向こう15年間いらっしやるわけじゃないんですね。大体何年かでおかわりになる。ところが、協

議会の住民は、20年、25年いるわけですよ。そうすると結局、発生事件に対して、場合によっては真剣に取り組んでいただけないんじゃないかと思うんです。

したがって私は、煙突からの直下型、風が一番吹く北側ですね、それから南側と、そういう3名でお願いしたいというのが、前回詳しく申し上げなかったんですけど、していただけないかと思うんですよね。これは管理者の任命権ですから、そこで決まっちゃったら、まあ、苦情処理委員会というものもっていただけるんでしょうけど、不特定多数で変化が生じた場合、重要視されないケースがあるんじゃないかと思うんです。ところが、地元が存在する協議委員が把握すれば、これは十分に実態として取り上げていただけると。

そういう意味で、この第3章の10条ですね。地元協議会の正副会長を含む4名。確かに、会長1名、副会長1名、各住民方2名、4名ですよ。これに追加して、7名お願いしたいわけですよ。という意味なんです。

- A 参与 : 議論の前提として、専門委員会というのは何なのかということがまずあるわけですよ。専門委員会という場は、基本的には専門家の方はもちろん、地元の方も入っていただくのは全く問題ないんですけども、意見を聞くということであれば別な方法もあるわけですよ。専門的な意見を聞くためにつくるわけなので、やっぱり学者の方とか、お医者さんとか、そういう方に入っていただくのが中心だろうと思っているわけです。ですから、地元協議会というこの場所が、地元の、まさににおいのことも含めて、そういう意見をたくさん出していただいて、この概念図にもあるように、要望とか意見を言っていただいて、それは私ども大切なご意見として承りながら、じゃ、このことについて、今回はこういう専門家の方をやろうとか、あるいは臨時にこういう先生を呼んでみようとか、あるいは地元の方に意見を聞く機会をつくって直接意見を聞いてみようというような話をこの専門委員会の中で議論して、専門の先生方が、じゃ、これはこういうふうにぜひすべきだとかいうような話をまた正副管理者に意見を出していただくと、そういうことなんです。だから、全部がこの専門委員会の場所で、住民の方も何もみんな入る形になると、かえって議論が散漫になってしまいますから、私どもとしてはそういうステップで考えています。専門委員会はそういう形で、人数的な割合についても今の形が組織の性質から言っ



てふさわしいんじゃないかなと思っているところです。

G 委員 : もし専門委員会のほうで、いろんな人の意見を聞こうと、住民の意見を聞こうということであれば、専門委員会（仮称）設置要綱（案）の第6条、会議の第4項でございます。「委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞き、又は説明を求めることができる。」となっておりますので、ここで対応が可能と考えております。

A 委員 : こっちが必要と認めるときはどうするのよ。そういう問題を言っているわけ。

G 委員 : それで十分対応できるというふうに考えております。

A 委員 : こっちが要求する場合はどうするの。

F 委員 : また何か原点の話に戻ってきたような気がするんだけど、つまり、我々は、本協定に基づき、今打ち合わせをしているわけだけでも、何が一番の関心事かと言え、施設の安全のことはそれぞれの専門の方がやればいいことだと。一番我々住民として心配しているのは、健康問題なんです。わかるでしょう。だから、あのような質問が出るわけですよ。多いとか少ないというのは、これは住民が安心……、さっき3方向と言ったのはその話ですよ。つまり、それは住民が、自分たちが住んでいて何を感じるか。ここがポイントだと思うんですよ。それを学識経験者も含め、少なくとも地元、いわゆるセンサーとして地元住民を3方向なら3方向に置けばいいんですよ。それで、自分たち地域の自治会のほうから、いわゆるセンサーとしての意見をこういう専門委員の人たちに具申するなり話を聞くなり。地元協議会は地元協議会でいいですよ。けども、地元協議会と、それから専門委員会というのは、位置関係でもちょっと微妙なバランスがありますけれども、健康問題こそ、住民の意見を真正面から受けて立つという姿勢を見せる意味においても住民側の委員を私は増やすべきだと思うし、今の3方向に置くというのは私はもっともだと思うし、そうすることによって安心を、真正面でふじみ衛生組合は受けとめますよという姿勢を見せられるんだろうと思うんですよ。

あくまでも管理者とか設置者側のほうからの意見で認めるとか認めないとかいう問題じゃなくて、今これは住民側のほうの、まず主役は住民なんですよね、健康被害というのは。だからこそ、この協定書の中で、甲乙の裁判になったときに、じゃ、どっちが立証するんだという話も出ましたよ

ね。なので、私らはそこを今問題視しているわけなので、まず入り口論で。要するに数論じゃなくて。もっと住民に安心を与えます、それから健康問題についてはばっちり受けとめますという姿勢を見せる意味でも、今先ほどの委員の方がおっしゃった意見には、ただぶっきらぼうに答えるんじゃないで、真摯に、言葉だけじゃなくて、体制の問題も含めて、きちっとした、目に見える状態で体制をつくってほしい、私はそう思います。

A 委員 : 皆さんの要望と一緒になんですが、2-3の第3条。専門委員会設置の3条は、専門委員会の構成と任命を両方まとめて整理されている条文ですね。それで、我々の意見を、要望をいろいろこの前の会議で議論したときに、A参与は、皆さんの推薦があればそういう人を入れますよと、推薦してくださいという言葉も話されましたよね。

A 参与 : ちょっとニュアンスが違いますけど。

A 委員 : ニュアンス違いますか。まあ、それは後で訂正してください。私らはそういうふうに取り扱っているんですが、そういうことも含めて適正な人を選する。適正かどうかという問題を我々にも意見を言わせてほしいというのが、我々の要望なんです。それで、3条の「専門委員会は、管理者が委嘱し」、委嘱するのは管理者に決まっているでしょう。それはもういいんですが、我々もそのことについてかかわりたいということを申し上げていて、議事録で同意権というふうなことを私は、申し上げましたが、そういうことを申し上げているわけで、そのことはぜひどこかで協定文として担保してほしいと思うんです。どういう表現でやるか、どこへ入れるのか、それは、委員会の構成と任命と一緒にしているけれども、構成は構成、任命は任命みたいな書き方にして条文を整理するのか、それはお任せしますけれども。

それから、今皆さんからずっと出ていて、私もそう思っているんですが、利害関係というふうに住民のほうの問題をとらえて考えた場合に、ここで地元協議会が4人しかいないんですよ。で、皆さんの役所の方、学識経験者は客観的に中立だと考えて、バランスが。中立かどうかという問題、そこはあるんだけど。人数の比率だって、もっと地元協議会を増やしてほしいというのが私は当たり前だと思うんですよ。だから、再考してください。

A 参与 : 私のほうからまずお話し申し上げますが、専門委員会というのは決定機関じゃないですよ、まずね。そこでいろんな意見が出て、一本に集約され

ればそれでいいかもしれませんが、複数の案が並列でまとまった形で正副管理者に意見具申という形になる可能性もあります。で、全体で13名なんですよ、今。それで、そのうちで4人ですよ。私はそれも、私の立場からすれば、問題だと思っているぐらいなんですよ。3分の1ですよ。専門委員会って、専門家の方の意見を聞くためにあるわけですよ。で、周辺住民の方の意見を聞くこともできるわけですし、委員の方が既に3分の1入っているわけです。だから、先ほどA委員のほうから、こういうことをしてほしいとか、この問題について議論してほしいというのは、どういうふうに専門委員会に我々はアプローチすればいいんだといったら、その中に皆さんのメンバーの代表の方がいらっしゃるわけだから、そのことを通してやってもいいし、地元協議会を通して要望あるいは意見として正副管理者に出してもいいわけですよ。だから、いろんなやり方があるって、既にそういったことについてはふじみ衛生組合としては最大限の配慮を払うということを行っているわけですから、そういう意味で、そここのところの願意はやっぱり受けとめていただきたいと思うんです。

それから、私が前回申し上げたのは、人事のことで、人の名前はですね、専門家の方のお名前が、仮に有名な方であっても、その適否について公開の場でいろいろ議論するのはやはり難しい問題があるでしょうから。この議事録は公開されるわけですから。ですから、やっぱりそれについては皆さん方が、この地元協議会に一本化されるともなかなかいろんな方がいらっしゃるのと思いませんけれども、そういうリストを事前に出していただいて、そこに出された方を勘案しながら正副管理者が、ほかから推薦される方もあるでしょうから、そのことについて同意をして決めるという方法以外ないんじゃないんですかと。そこで出される皆さんのリストについては、最大限配慮しながら私どもとしてもなるべく両者にとって中立であるような、あるいはある分野について、中立性がなくても、詳しい方をお呼びしたりすることは、この委員の中に入ってもいいし、ある場合、臨時に呼んでお話を聞いてもいいし、いろんなやり方があるんじゃないんですかとは思っていますよ。

だから、ここの場で対決してどうかという話じゃないですよ。だって、調布市さんにとっても三鷹市にとっても、健康被害が本当に広がるような事態というのは絶対避けなきゃならないことですからね。私どもも、そう

いう場合には真剣に対処しますし、従前の中で言えば一番最高の技術でもって対応していくことを考えていますけれども、それでも万全でない場合があるので、皆さんのご提言があったように、こういう専門委員会でも専門家の方の意見を聞くんですから。皆さんのご意見を聞くのは、それはまたもちろんのことですけれども、この委員会の構成のところ、多数決じゃないので、そのところはこの組織の性格からご理解いただくしかないんじゃないかなと私は今でも思っています。

b 副会長 : 私も少し意見を言わせていただきたいと思います。この第3章というのは、テーマを見ていただければわかりますように、監視体制という言葉なんです。つまり、我々は20年、あるいはそれ以上かもわかりませんが、高度な公共性を持った施設、これは40万市民のごみを滞ることなく円滑に処理していかなくちゃいけないという、行政は大きな義務を持っているわけですね。だからこそ、私、これまでいろいろかかわってきましたけれども、清原市長、あるいは長友市長も、この8年間にわたって、だから安心・安全の、地元の住民の、これを得なければできないんだというぐあいに、だから我々はここに今座って、大いに議論しているわけです。

そこで、この監視体制、第3章の中で、もうごらんになっていただきます、専門委員会というのは、我々地域住民にとって非常に重要なものと位置づけているわけです。そして、これまでの、前回の議論を含めて、我々の注文を出したことを多くは取り入れていただいております。これは率直に私は認めます。ただ、この専門委員会の構成に関しては審議が尽くされていないと思っています。我々は初め、1、1だったわけですね。全部1、1で始まったわけですね。それで我々が、もう1名増やしてくれた。これはどういう意図かということなんです。この辺が本当に理解されているのかということも、今私は本当に感じました。これは例えば、具体的に当てはめれば、会長と私がここに行くということですよ。私は、しかも2年間ですよ、このふじみ衛生組合500メートル以内の自治会、いろんな人がいて、これをやはり専門委員会にきちんと反映させていかなくちゃいけない責任を負うわけです。そして、ここで決められたこともつぶさに報告しなくちゃいけない。本当に自分ができるかな、力不足だと、正直に思っていますよ。だから、もう1名増やしてくださいと。そうすれば、2年で終わってしまっ、次の方がまた新しく専門委員会にかわるわけですよ。

そうじゃなくて、経験を一緒に積んで、そしていけば、重なるじゃないですか。そういう意味を込めて、4名というものを提案させていただいたわけです。

それに従って、いつの間にか、学識経験者も2名増やした。この2名を増やした理由は事務長が前回の協議会で説明された。専門委員会だから。専門性を強化する。私は2名が4名になって専門性が高まったとはどうしても理解できない。これから20年、何が起こるかわからない。それに臨機応変に専門委員会はまた対処していかなきゃいけないわけですね。本当にスペシャリストが必要だったら、私は、このふじみ衛生組合の骨子の中に、さっきから何度も言っていますように、6条の4項を使って、意見を聞けると。それはA委員やなんか意見がございましたけれども、どっちの立場でも聞けると思っています。一方的なものではないと思っています。本当に必要だと思われる人を選べばいいんだ。しかし、それでは不十分じゃないだろうか。本当に必要なときは、専門性を高めるんだったら、私はよくふじみ衛生組合は考えてくれたと思っていますけれども、第3条の10号、「その他管理者が認める者」、このようにして本当に事態に応じた臨機応変の、本当のスペシャリストを呼べばいいわけです。呼んで、委員に加えていただければいいと思うんです。私は、地元住民の要望4名というものに合わせるような形で2名を挙げられたということに対して、本当に税金の無駄なように思います。我々より大変なお金がかかるんじゃないかと思いますけど。だから、専門性というものを言われるんだったら、第3条の10号で、具体的に生かしていただきたい。

私が言いたいのは、4名置いていただいて、学識経験者2名。この専門委員会は本当にふじみ衛生組合の事情だけでつくられたわけじゃないんです。だからこそ、10条に基づいてというような言葉が入れられたわけです。それも入れられたわけです。そこも前回さんざん議論しました。ですから私は、学識経験者2名でいいと思うんです。で、地元住民は4にして。この専門委員会が本当にこの地域の人たちに安心を持って迎えらる、そういう仕組みをぜひ考えてほしい。私はそういう横並びの、恐らく両市の行政の方はいろんな審議会とか委員会をつくられているからそういう考え方を持たれるんじゃないかと思えますけれども、私はそういうのは否定しません。ただ、ここは、本当に地域の住民の安全・安心を確保するためと

いう一番最初の出発点に立っていただいで考えていただきたい。本当に地元理解され、地元信頼されての専門委員会だと思います。ひとつここは学識経験者2名で十分ではないでしょうか。で、地元住民4名というのは、A参加は3分の1というようなことを強調されましたけれども、それで専門性が失われるとは私は一向に思わない。それより地域住民の方々の信頼とかご理解を願えるならば、そのほうをまずは考えていただく、こういう形でぜひ考えていただきたい。

B 参加 : 今専門委員会の関係で多く意見をいただきましたので、まずやはり、私のほうからもですね、この専門委員会の性格というか、位置づけは、専門的な見地から審議をしていただくということが大前提というふうに思っております。構成メンバーが書いてありますが、今直近ではb副会長のほうから、学識経験者については4名にはしてあるけれども、これは2名でいいんじゃないかと。正副会長及びそれ以外にそれぞれの市から1名ずつ、合計4名、こういう構図でもいいんじゃないかというお話もいただきました。ただ、その前のご意見で言いますと、学識経験者4名に加え、さらにそれぞれの市から各1名というのを各2名という形へ増員をお願いしてもらえないかというふうな話がありました。何と言っても、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、この専門委員会というのは、あくまでやっぱり専門的な見地から議論をしていただくという機関だというふうに私は思っております。ただし、大前提として、やはり住民の健康の監視、予防体制については、これは最も基本なことだと思っておりますので、人数いかんによってそのことがどちらかに針が振れるとかということでは全くありません。そういう意味でいきますと、先ほど事務局、こちらのほうからもご提案申し上げた中身が今現段階での考え方というふうには思っておりますけれども、ただ、きょう今ご意見を伺いましたので、その辺、どういふふうな形が一番望ましいのか、もう少し考えさせてもらいたいなというふうに思っております。

B 委員 : 今までの中でいろいろ要望とかそういうものを申し上げましたけれども、今回のことも、ふじみ衛生組合の施設に隣接する自治会というのがあるわけですよ。6つか7つあるわけですよ。その人たちから最も被害を、私が実際に被害を受けているんですよ。長友市長さんにも申し上げましたけれども。そういうような被害を出さないでください。で、我々は、そういうこ

とを防ぐようなことをやってくださいとも申し上げた。そういう意味で、今、O委員もおっしゃいましたけれども、我々、施設の周りは苦しんでいるんですよ、毎日。それで、極端に言えば、去年の11月27日に出した文書にまだ回答をいただいていませんのですね。まあ、それは別として、別途、事務長に言いますけれども、そういうことで、施設に隣接する各自治会から1名ずつ出してくださいよ。苦しんでいるんですから。今ここに傍聴に来ていますけれども、我々の西側の6メートル道路の離れているところで、風上によっては、先ほどF委員が言ったように、においを嗅がされているわけですよ。だから、そういう実情についてちゃんと意見を酌んでくれるように、隣接する自治会から1名ずつ出させてください。以上、お願いします。

- O 委員 : A参与に申し上げたいんですけど、先ほど専門委員会は専門的なことをやるどころだと、こういうふうに言われましたよね。それじゃ、においはどうなんですか。においの専門家って、いますか。専門家って、いないでしょう。それは住民の健康にも関係するんですよ。だって、今回開業するふじみ施設について、最初からいろんなことを、まあ、いわゆるけちを言いたくないですけど、本当ににおいが絶対出ないのかといたら、まだわからないんですよ。あるかもしれない。それで、3年先、5年先、10年先、絶対出ないかといたら、それもわからないんですよ。現在、稼働してみないと。そのとき、だれがそれを救済してくれるか。これは専門家にお願いしたって、できませんよ。こうすりゃいいって。まあ、B委員が一時、管理センターのあれで一つ工事をやったら、予算がないからできないとかね。そういうことになると思います。

だから私は、住民の声を通すためには、専門家、すべてできる専門家ってそんなにいないと思います。だけど、この時点、住民の健康やなんか関連するものを吸い上げる、そういった人たちもやはり参加していいんじゃないかと思うんですよ。専門家でやっていると、学者的でね。学者の論争というのは、究明するまでわからないですから。いつまでたつたって解決できないんです。したがって、そういう身近な日常生活における住民の声を吸い上げるためにやっぱり人数を増やして。お医者さんとかそういうのは、たくさんいても、直接健康に影響が出なければその仕事に携わらないんですよ。においは、出たら住民全体に影響を及ぼすんですからね。

それをひとつご考慮いただきたいと思います。

A 参与 : においの専門家の方もいらっしゃいます。大学でやっているか、あるいは技術者としてやっているか、いろんなことがあろうかと思いますが、そういう方もいらっしゃいます。ただ、専門委員会でいつもにおいのことだけ議論しているわけじゃないと思いますから、そういうとき、必要なときに、今b副会長が言われたように、それだけ、そのとき、随時ピンポイントでお呼びするという手もあるかもしれません。

ただ、何度も申し上げますけれども、この地元協議会というのは大事でしょう。ここまでいろんな意見を通してきている会じゃないですか。私ども、調布市さんも三鷹市も、市民参加をやると、譲れるところは基本的に譲ろうという精神でいつも向かっていますけど、こんなに譲った記憶はほとんどないぐらい譲っていますよ。原形をとどめないんじゃないですか。皆さんの要望を相当取り入れているんですよ。まずそれはご理解いただきたい。だから、相当譲ってここまで来ていますよ。B参与も私も最初のうちから入っているわけじゃないから、それでも夏以降入って、皆さんの議論にもみくちゃにされながら、でもなるべく前向きに回答しながらここまで進んでいるわけでしょう。私が言いたいのは、それだけ地元協議会のことを私どもは大事にしているし、皆さんの意見で変わってきたという、この実績をもとに考えたときに、地元住民の皆さんの意見を聞く会として、この地元協議会がある。それは一番大事にするって私どもも言っているから、今のこの姿があるわけでしょう。なおかつ、この専門委員会というのは、まさに監視するために専門家を呼ぶんでしょう。皆さんの要望でつくったんでしょう。そうしたら、この要望の中で出てくる。

そういう要望があって、専門委員会というのはここまで詳しい形になってきたわけじゃないですか。本当にどういう構成になるかというところまで含めてこういう案ができてきているわけですよ。だから、地元の皆さんの声、近隣の方の声は、この地元協議会中心で直接ふじみにぶつければいいんですよ。私どもも、それは真摯に、真正面から受けとめますよ。いい施設にしよう。安全で健康な状態でやろうということについては本当に同じ意見なんです。同じ方向を向いているんですよ。で、だから、この専門委員会はなるべく専門家の方に。においの専門家の方だっていらっしゃるし、煙の専門家の方もいらっしゃるし、疫学の専門家の方も



いらっしゃいます。そういう方に、こういうことが起きたらどうするんだ、こういう深刻な問題についてどうなんだということについて意見を出してもらえばいいじゃないですか。

リサイクルセンターも、本当にB委員とか周辺の方にご迷惑をかけていると思うけれども、これから次のステップとしてはそれを大改修をやっていかなきゃいけないことになれば、今のおいの問題も含めて、いろんなご意見をこの地元協議会の皆さんに聞くことになるし、専門委員会の専門家の方に聞くことになるんですよ。ですから、それぞれの組織が、両方がこのふじみのごみの処理施設を監視していると思えば、こっちは別に動き出すという話にはならないですよ。しかも、3分の1もメンバーの皆さんが、中心のメンバーの方が入っていらっしゃるんだから。というふうに私は思いますけどね。

A 委員 : A参与の話は、わからないわけではなくて、わかるんですが、私らが言っているのもわかってもらいたい。専門性が必要だって認めますよ。私らは素人だから、さっきの放射能の問題もあれがどうなっているのかわからないわけですよ。私はね。私の場合はですよ。だから、私が出ていったからって、専門的な判断ができるわけではない。だから、そういう意味で専門的な判断ができる。私らが要望しているのは、例えば、まだ決めていないけど、14条の2って青字で入ってきましたけれども、14条の2では、専門委員会の調査、審議の結果が健康被害の対応になるわけですよ。私らは専門委員会の中立性を担保したいわけですよ。A参与はね、心配するなと言っているわけ、今。いろんな説明をされている中で。こんなに意見を聞いてきたんだから、これは今後もあるんだと。だけど私は、この前も言いましたけど、A参与、いつまでいるんですか。私なんか、いつまで生きていますか。この協定書はずっと続くんですよ。そのとき、協定書にそういうことを担保されるものは何かということ私を求めているわけですよ。だから、学識経験者の人選について同意を必要とするようなことを、例えば私の考えとしては求めているわけです。そうすることによって担保されているじゃないかと。

だから、そういう中立性を担保することを条文の中でどこかで示してほしいということを行っているわけ。皆さんのほうは、どこに点を打つか、文章、どういう言葉を入れるかね。官僚の皆さんは巧みですよ。だから一

回考えてくださいよ。そういう気持ちなんだということをわからないですか。わかるでしょう、それは。そこのところを考えてくれって要望しているわけですよ。

会 長 : この専門委員会の人数、人選。住民委員の人数とか、そういう人選の問題でずっと議論していても時間ばかり過ぎますから、事務局として、次回にまた提案をさせていただくという。皆さんの意見をお伺いしているわけですから。そういうものも含めて次回に出させていただくという、そういう形でよろしいでしょうか。

A 委員 : 次、待ちます。

(「はい」の声あり)

K 委員 : それに関連したことなんですけれども、専門委員会を設置してほしいというのは、こちら側の委員からこういうふうな経緯がなったと思うんですけれども、もし専門という専門性のところで引っかかっている、両者ちょっと違う思いと解釈がありますので、例えばですよ、いいかどうかわかりませんが、特別委員会とかという名前にしちゃうとまたちょっと違う面が出てくるかもしれないんですけど、そういうこともちょっと一緒に含んでお考えになってみてはどうかなというんです。専門性というところでね、違いますでしょう。こちら側とそちら側の解釈が違うと思うので。

名称を例えば、例えばですよ、特別委員会。特別という言葉がいいかどうかわからないんですけど、そういうふうな解釈したらもう少しくまいくかどうか、そういう観点でしてこちらの住民のほうも増えるかというところで。そういう観点からちょっと検討していただくことも考慮に入れていただければいいかなと思います。

そのほかに簡単な質問なんですけれども、ここの今の専門委員会のところなんですけれども、3条の(5)のところに括弧づけて、「地元協議会副会長(地域住民からの選出委員)」というのがわざわざ明記してあるんですけど、質問なんです、地元協議会には副会長というのはいないところもあるのでわざわざこういうふうな明記しているのでしょうか。

a 副会長 : まず前段のご意見については、先ほどの次回お示しするところであわせて検討させていただきます。

それから、後段については、今、わざわざ地域住民代表副会長と書いてあるのは、実は地元協議会には副会長が2人いまして、地域住民代表の副会

長と、行政から出ている副会長、ふじみの事務長がございますので、あえて住民から出た副会長というふうに限定しているところでございます。

K 委員 : それから、1-1のところ、「別に定める」という言葉がたくさん出てくるんですが、これ、表記上の問題なんですけれども、例えば専門委員会の設置要綱とかというところは本体のほうに「別に定める」という表記がありますが、これ、かなり見づらいですね。例えば、何条何項に基づいてこの項目がある、こういうふうに別途定めたというのはこの資料では上に書いてあるんですが。ですので、本文のところに、例えばこれが、2-1からは附属になり、附属ってさっきこの資料3に書いてあるんですけれども、附属というのはちょっと言葉があまりふさわしくないと思うので、「別に定める」という文言を、例えば附則という言葉であれば、附則1、2、3、4と通し番号をつけていただいたほうが本文と照らし合わせて読みやすいという希望なんです。

a 副会長 : 今回できる限りわかりやすくしたつもりではありますけれども、さらに工夫ができる点があれば工夫してみます。ただ、「別に定める」というのは、うんと長いものについては協定書の中に入れ込められないので、どうしても「別に定める」という形にして、それを、目次を見ていただくとわかるように、これの定めはここだよというふうに今回はわかるようにつけたつもりです。さらにまた工夫できる点があったら工夫はしてみます。わかりやすくというご趣旨だと思いますので。ありがとうございます。

K 委員 : あともう一つですね。資料の3のところなんですけど、10条に関するところなんですけど、「学識経験者は適切な人を人選します」。この場合の問題になりますのは、適切な人をどういうふうに人選するのかというのがやはりこちらとしてはかなり問題があって、気になるところなんですけど、この辺のところをお願いしたいと思います。

a 副会長 : 先ほどA参加からも説明したとおり、例えば、皆様の地元協議会のほうから候補の学識の方を推薦していただくとか、いろんな形をしながら、ただし、協議というのが、議事録とか個人名が出てしまうとなかなかやりづらいところがあります。そういう中で、皆様との関連の中で地元協議会からの推薦等も踏まえながらということで、先ほど参加のほうからお答えいたしましたとおりでございます。改めて私のほうからもそのような形でさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

F 委員 : 14条のところでちょっと関連して質問したいんですけど、青字の14条の2のところで書かれているのは、前回私たちのほうから、責任を立証するのは甲なのか乙なのかという関連の、ひょっとしてこれ、答えなんですかね、事務局のほうからの。そうすると、これ、14条の、本条のほうで黒いところの字で「誠意をもって」と書かれていて、健康被害への対応についてもまた「誠意を持って」って二重書きになっているんだけど、何となくすっきりしないという。我々がお願いしている、まず住民の健康に対しての不安感、まあ、余計な心配事かもしれないけれども、先ほどから出ていますように、これから何十年も続くということを考えると、そういうことに対しての、やっぱり不安というのはどうしても募ってきてしまうわけですよね。そのときに、そういうことがあったからこそ、最近の裁判例から言っても、我々が健康問題を最重要視しているわけですよね。その中で、我々がそれを自分たちのほうですべて立証しなきゃならぬということの基本的な考え方から、それじゃちょっと大変だということのお願いからいろんな要望が出ていることは、これ、集約すると、そこの問題になるんですよ。

先ほどの人数の問題もそう。これ、学識経験者が2名増えたからといってね。学識経験者といったって、学識の中にいろいろ幅があるんだろうと思うんですよね。ひょっとしたら、弁護士さんが学識経験者かもしれないし。なので、これ、2名増えて4名になったからといって、その4名が全部調べることではないんだろうと思うんです。もちろん、スタッフ、手足になる方がまた別に動くんだろうと思うから。いわゆるリーダーとして発言するときにその方がきちっと説明し、手足となって動くのはまた別の人たちが動くんだろうと思うんです。調査という面においては。だったら、先ほど来からb副会長からも話が出ましたが、学識経験を4名にして専門的な話を聞くんだというご説明もありましたが、そういうフレーズもありましたが、それはまた別途、別の形で動けばいいんだし。なぜ我々がこんなにしつこく言っているかということ、そもそも論でね、地元協議会がこのふじみ衛生組合と対峙しながら、安全に運用してもらおう、住民側の意見も疑問もそこに反映していくという立場であるというならば、それを最大限私らは膨らませて考えたわけですね。その中に、地元協議会の中に、じゃ、いろんな部会というか、専門性を持たなきゃいけないんだ

ろうからそういう疫学の調査ということで、専門委員会というような発言につながっていったわけですね。それはあくまでも健康問題を主にして考えていたわけで、自分たちに、住民側のほうに少しでも心配を回避するような、住民側の意見を吸い上げるような流れにしたかったわけですね。で、私らは、少なくとも解釈では、今までの積み重ねの中で、地元協議会の組織の中に専門委員会ができるものだと思って。それはこの間からの説明で、それは別なんだと。ふじみ衛生組合がやるんだと。ばらになったわけですね。

ですから、私が先ほども言いましたように、この位置関係が非常に微妙になってきたところから、またさらに住民側のほうではいろいろ心配事が起きているわけです。何十年も続くんだから。そこを配慮してくださいよ、何で担保するんですかという話に、これは集約されてくるんですよ。なので、人数、構成の問題もしかり。そうなんです。4人いるからいいじゃないかという問題では私はないと思うんですね、そこは。それは立場の違いだと思うんです。あくまでも住民はここに住んでなきゃいけない、我々は。何があったって、簡単に引っ越しができないわけだから。その心配事を最大限配慮してくださいねということはずっと言っているのであって、この青字の14条の2のことが甲乙の責任をどっちで証明するんだということの回答だとしたら、ちょっとゼロ回答に近いなと思って、ちょっと私は残念なんですけど。

A 参与 : 例えば、本当に具体的に公害みたいなことが起きて、そのときにですね、従前のいろんな例から見て、被害者側がその原因がそこのごみの処理場にあるということを証明するのが難しいから、いろいろ長期に裁判にわたってやっけていまして、大体今判例と言われているというよりも和解をしたケースしかないんですけども、その和解の中で、立証の責任についてはここで言えばごみの処理場のほうで示すべきだというような、そういうような和解になっているというのは私どもも十分承知しています。それは最高裁の判例というのはないですけどね。それは長期にわたって苦しんでいる方が実際にいるということが前提でそういうことになってきているわけですね。その辺については十分配慮しなければいけないというふうに思っています。

ただ、このごみ処理施設で具体的にそういうような状況が起きそうだと

か起きるとかいうときに、ひよっとしたら、万が一でもあるかもしれない。だからそのためには、従前からそのことについての議論をして準備をしていかなきゃいけない。だから、それについて、やっぱり広範に、何と申しますか、共通理解を深めて、ルール化しておかなければいけない。それを専門委員会でやってもらおうということなんです。その専門委員会の中の健康部会でそのことを中心にするために、所掌事項にそれを入れて、括弧して疫学調査ということも含むというふうに入れているわけですね。今、それ以上の共通のルールがない、ルールというか合意がないわけでしょう。現実にはそういう問題に直面しているわけでもないから、なかなかそれを今ここで、そういうことが何か起きたらすべてふじみ側でそれを立証して、うちは無罪ですというふうに立証してどうのこうのということを行わなければ全部損害賠償を負うみたいなことをここに書けないじゃないですか。

実際問題ね、そういう裁判がなぜ長期化するかといえば、会社がそういうものを持っているとすれば、それは株主から訴訟を受けるわけですよ。和解という形でなくて、損害賠償を会社の取締役社長が勝手にそれを出したら、株主から訴訟を受ける。役所でいえば住民訴訟を受けるんですよ。全く逆の立場の方もいらっしゃいますからね。なぜ税金を最初からそこで損害賠償として出しちゃうんだと、向こうにも責任があるかどうかちゃんと立証させろという、そういう立場の方もいらっしゃるわけですよ。だからやっぱり、そこについてはちゃんとした合意を持たなければいけない、それが公の立場なんですよ。

ですから、私どもは、皆様のご意見を聞いて、ぎりぎりのところで、これまでの合意である専門委員会での議論を通して得たことを最大限尊重して結論を出すというふうにしたいわけですよ。今ここでそれ以上踏み込むことはなかなか難しい。いろんな方がいらっしゃいますからね。だから、そういうことで考えると、私どもとしては、皆様のご意見を最大限尊重して、専門委員会での結論を出してもらったものを尊重する形で一定の合意、ルールを形成したいなと思っているわけですよ。

D 委員 : 14条の2ですけど、A参加がおっしゃられた全く同じ理由で、私は不十分だと思います。というのは、これは損害賠償なんですよ。これまで損害賠償のすべての事案については乙のほうで立証責任を求めるような

文章を提案しました。しかし、それは交通事故もそうなのかということで、それはちょっと行き過ぎだねと。私らの関心は、さっきから議論があるように、健康被害なわけです。だから、健康被害に限ってこの条文をつくっていただいたというのは、結構なんだけれども、しかし、この文章には損害賠償なんていう言葉が一つもないわけです。単なる、結果を踏まえて誠意を持って対応すると、なっているだけです。私はもしA参与の言われた趣旨でこれを唱えるならばこうなると思うんですよ。専門委員会の調査、審議の結果、乙の責に帰すべき事由によるものと判断された場合には誠意を持ってその補償を行うと、それがいわゆる14条に対応した14条の2で、かつ、これで健康被害に対応するもの、こういうことになるんじゃないかと思うんです。

専門委員会の構成は議論されていますけれども、それは別として、2-4の表にありますように、多分健康被害が万一起これば、関係機関に委託されて、そこから客観的な結論が出るはずなので、私は構成のメンバーに関係ないと思うんです。例えば疫学調査なら疫学調査に基づく、かなり客観的な結果が出る。それがもし乙の責に帰すべき理由であるというふうに判断されたら、それは損害賠償の対象になるんじゃないですか。逆なら逆ですよ。そう思います。

A 参与 : ふじみといってもやっぱり一つの自治体なんですよ。そこが損害賠償を行うというのは大変なことなんですよ。ですからそれは、さっき住民訴訟の話もしましたけれども、この専門委員会は裁判所じゃないんですよ。意見を具申して、恐らくいろんな意見の方がいらっしゃるかもしれない。疫学調査といたって、その関係機関の保健所が例えばやってくれるかどうか分からないから、自分たちでやるのかもしれないし、それはいろんなことが出てきますよ。手続論とかいうことを言うと、だから、大変な作業の中で、これはどうしても損害賠償を受けなきゃいけないという判断をどういう形でするかなんですよ。だから、裁判所の和解勧告で和解をするというのは、一定の客観性があるからそういうことで今までの公害裁判も泥沼の中でそういうお墨つきをもらって和解をしてきたという経過があるわけですよ。

ですから、私はそのお気持ちはよくわかるんだけど、現実的にそのことを文章にしようとしたら、やっぱりそのことの協定だけで別冊で何十ペー

ジも必要になっちゃいますよ。健康被害って一体何なんだという定義から始まるでしょう。だからこの辺でね、喘息の方がいらっしゃる。その方の喘息が本当にこのごみ処理場の煙のせいなのか、車の排気ガスのせいなのか、生来のことなのか、わからないじゃないですか。そのことを、いや、うちのものじゃないんじゃないということを立証するというのを、一々、本当に今の深刻な公害の問題以外のことも健康被害という言葉の中にはいろいろ含まれてしまう。だから今、そのことについていろいろ議論して細かくやっていくと、どんどん細かくなって、これは今度の試運転まで間に合いませんよと。だから、やっぱりこのことは専門委員会を早くつくって、それでどんどんそこで議論してもらって詰めればいいじゃないですか。まだできていないんだから。煙を出していないんだから。煙を出してすぐにそんなことにならないんだから。だから、早くこの専門委員会をつくって、その内容を固めていくことが私は重要だと思うんですよ。

B 委員 : 今、A 参与からいろいろ話がありましたけれども、近隣住民としてはね、私もレジオネラにかかったんですよ。喉、切ったんですよ。私は、杏林大学から三鷹武蔵野保健所へ通知されたんですよ。原因はあれだと、あのおいと霧だと。あのおいと霧だということもね、手紙もあります。もらっていますから。立証しろと言ったって、できないでしょう、私は。でも、可能性があるという判断をされたら、やっぱり責任はあるわけですよ。3階から吹き出ている霧とおいをね。レジオネラといたら、37度、大繁殖するんですから。あの中に、どこかのごみ袋に入っていて、それが私のところに来たかもわからない。じゃ、立証しろと言ったって、できないですよ。でも、可能性はあるわけですよ、あれば。どうしてくれるんですか。

A 参与 : だから、今のような事例があるから難しいと言っているんですよ、私は。個別に、B 委員がそういうことをおっしゃっているのはそれなりのことだと思うんだけど、そのことについて私どもがこれ以外のことで起きているということを立証しなければ私どもが損害賠償をするんですか、受けるんですかという話なんです。それはB 委員との間出しちゃえば、損害賠償をしちゃえば、B 委員は納得するかもしれないけど、多くの市民の方がそれで納得するかどうかは別な問題になってしまうということを申し上げているんです。だから、そのルールを専門委員会できちんとつくりま



しょうということなんですよ。

B 委員 : だけど、今の裁判はあれでしょう、いわゆる責任者はね、そういうことはあり得ないということを立証しなきゃいけないんでしょう。ないんですか。

D 委員 : A参加のおっしゃることはわかります。しかし結論として、参加が言われたのは、要するに裁判をして決着をつけないことには払うわけにはいかぬと、こういうことだったと思うんですよ。そうならぬようにこの専門委員会でルールづくりをしようと言うんですが、じゃ、そのルールづくりをするとして、どこの文章にそういうことが担保されているのか、14条の2の条文にあるような、結果を踏まえて誠意を持って対応するというだけでは不十分です。杉並病のように8年もたつてやっと和解勧告案が出るというようなことを容認せざるを得ないと思っておるんでしょうか。私は、それが困るからこういうシステムをつくってくださいと言っているんです。

A 参加 : 私ばかり話して申し訳ないんですけど、行きががり上、私が話すしかないかなと思って答弁させていただきます。この14条の2は一体どこに対応しているかという、この協定の第10条でしょう。専門委員会のところですよ。その第10条に基づいて、さっき議論になってまた蒸し返しになっちゃうと嫌ですけど、専門委員会の設置要綱ができたわけでしょう。その専門委員会の設置要綱の中に、まさにその健康被害について、この専門委員会の部会で話し合っ、そこで対応のための計画をつくと書いてあるじゃないですか。だから、それが中身ですよ。だから、全部連関しているわけじゃないですか。この14条の2だけ見た場合には、「専門委員会の調査、審議の結果を踏まえ、誠意を持って対応するものとする。」となっているでしょう。その専門委員会はそういう機能を持っている。その専門委員会の機能の中で、まさにD委員がご提案されたんだと思うけど、疫学調査のことを含めてそれをちゃんとやるというふうに書いてあるわけですから、みんな連動しているんですよ。そのようにご理解いただきたいなと思います。

A 委員 : A参加がお話しになっているからA参加の発言をとらえるしかないんだけど、別にA参加が憎いわけじゃないんだけど、A参加の、立証できないってね、例えば健康被害の問題。それで、それはやったらいろいろ問題も違う、株主代表訴訟じゃないけれども、自治体の場合だってあると。加害

者のほう、被害者のほう。被害者のほうも、そういう論理に立つと、立証できないで、いつまでも補償がされないということになるんですよね。私らはそのことで水俣病の問題やイタイイタイ病の問題やこれまでの日本のそういう公害訴訟の問題を取り上げながら、責任がないのを補償せいとは言ってないんですよ。責任もだれがあるなしを明らかにするのかという点で、被害者側なのか、加害者側なのかということ私らは今まで言ってきたと思うんです。加害者のほうでやるべきじゃないかと。加害者かどうか分からないけれども、加害者でないということ立証すればいいわけですね。そういうことを要望しているわけで、A参与のほうで困ったなというのは、逆に被害者のほうも、じゃ、困ったなになるんですよ。どうやって立証するのかって。A参与のほうで、おれのところじゃないよと言ったときにね。そういう問題は裏返しの問題じゃないですか。で、いいですよ。それは私は、そういうふうに我々は要求しているんだということをもっと重ねて申し上げておきたい。

それから、今A参与の話で言うならば、例えば14条の2は、D委員が言うように、最後のまとめは補償ですよ。対応。対応するものと。補償ですよ、これは。どうして補償という文章にならないのかという問題も。仮にこの案で私らが妥協するとしても、そこはね、最低、補償という言葉にならなければまともじゃないよね。だから、それは意見ですから、申し上げておいて、皆さんのほうで一回議論してくださいよ。

b 副会長 : 私も、A参与がさっきのお話しされてきたんですけれども、この地元協議会の名誉のためにちょっと一言申し上げると、やはり我々も本当に知恵を出し合ってこの地元協議会があるんだと、それはもう十分理解してこの席に臨んでいるということを私は一言言わせていただきたいと。26回ですからね、これ、今度で。だから、それは本当に誠意を持って、本当にあの管理者が言った安全・安心はどうあるべきかということで、ここにいるわけですよ。三鷹の防災センターがここにあるんだしたら、私らはここに座っておりません。そういうことなんです。だからひとつ、この議論も本当に大詰めに来ていまして、我々にとっても大切だなというところを、議論が本当にたくさん出ているわけです。

そこで私、14条の2を見させていただきましたけれども、この文章は専門委員会の中で語られるべきことじゃないかなと、まだこれに続きがあ

るのかなと思ったのが、正直な気持ちです。これだけの文章があったら、先ほどうる、A参加が話されるからA参加の名前が出てきますけれども、お話しされているようなことは、これから専門委員会でまさに議論されていく、そしてそれをつくり上げていくものでなくてはならないと。ここの14条というのは、A委員から指摘されているように、全く相反する考え方で前回議論されたわけですよ。立証責任を住民が負うのか、それとも我々に責任はないよとふじみ側が負うのか、どちらかだということなんですよ。だから、この文がぽこっと入ることによって非常に曖昧になっちゃっている。我々の期待としては、その立証責任について、ふじみの見解を聞きたいというのが根底にあるわけですよ。それに関して、我々は我々の意見を今まで述べてきたわけです。

ですから、私は正直言って、ここは、自分なりに考えてみると、14条の1ですね。「乙は、施設へのごみ搬出入並びに施設の設置及び稼働に起因し、乙の責に帰すべき事由により地域住民に被害を及ぼした場合は、誠意をもってその補償を行うものとする。」というのが、これはふじみ衛生組合の原案ですから。で、我々の意見を述べさせていただきました。だから、「ただし」という言葉を、ただし書きをですね。14条の2なんていうのは、私は、要らないんじゃないかと。ただし甚大かつ深刻な健康被害が生じた場合はこの限りにあらずとか、そのような形で我々の言ったことを表現してもらえればなという気持ちをこの場で述べさせていただきたい。その辺をぜひもう一度検討していただきたい。先ほどのB参加の言葉で、専門委員会の数のことについては改めて検討しますというふうに言葉を得たので、あわせてやっていきたい。我々は数の競争をしたいんじゃないんです。その辺をぜひご理解の上、再度考えていただきたいと思います。

会 長 : ちょっと待ってください。会議時間が2時間を過ぎようとしているところなんですよ。これでまだ第4章にも入っていないという状態で、このままでどうしようかなと思うんですけども、まあ、30分延長ということもあるんですけども、皆様、いかがお考えでしょうか。どうしますか。

A 委員 : 議事進行について。今の問題、この場で最終の詰めまで私はいかないと。いかないというのは、多分、回答を了承できないと。もう一回再考してもらいたいと思っていますから。したがって、今のところの意見は、こちら側の意見は出尽くしているような気がするので、4章について意見をお持ち

ちの方の意見をお伺いして、次回にまとめをやるという会議の進め方をされてはいかがですか。

会 長 : ありがとうございます。

B 委員 : 済みません、私、風邪ぎみなので、8時30分で帰らせてもらいますので。いろいろ不満だらけですよ。だから、文書にして、事務長に出しますから。次回までに出します。帰らせていただきます。

会 長 : まあ、事務局に再考を求めるといことで、皆様、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

A 委員 : 4章について意見をお伺いしたら。お持ちの方は。

会 長 : それで了解をいただいたら、4章については説明をいただきたいと。

F 委員 : その前に3章について、最後になるかもしれないけど。第10条のところで、いわゆる専門委員会の設置について、一番冒頭のことが書いてあるわけだけど、これ、結局、まだ私の意見を言うのは早過ぎるのかもしれないけど、なかなか距離が縮まらないというか、我々が思っていたこととちょっと思惑が違ってきているのが、健康問題に対してのいまいち踏み込んだ答弁にいかない件も含めて、その一つには、専門委員会が地元協議会の中での専門委員会じゃないというところが、一つ不信感というかね。勝手なこっちの解釈かもしれないけど、そういうこともあるわけですね。だから、乙が専門委員会を設置するのは、もちろんそれはそのとおりのことなので結構なんですけど、あくまでも地元協議会でこういうふうにいる議論してきて、積み重ねてきていることなので、私としてはやっぱり地元協議会の中に専門委員会というものがあるべきだろうと思うんですよね。地元のためにやっていることなんだから。

それで、こういうふうにならぬ透明感が漂ってくると、結局最終的に何が出てくるかという、やっぱりおれたちのところにならぬ施設要らなかつたという話になってくるんですよ。だって、不透明感が漂ってきて、いろんな理屈が出てくるのかもしれないんだけど、やっぱり迷惑施設だよなって。負の遺産だけ我々に押しつけられているという住民感情が起きてきたって、これは不思議ではないですよ。何もここ、調布市、三鷹市のごみをやるんだつたらという、そもそも論に来ちゃうわけですよ。なぜ自分たちだけが、じゃ、そういうふうにならぬ。今いろいろ話が出ているように、少しでも担保してくれというふうにならぬ話をしてる根本のところはそこにもあつて、こ

ういうことをいろいろ懸念していたからこそ、何年か前まではここで反対運動が起きていたわけですね。やっぱりそういうことが前へ進んでいかないと、頭をもたげてくる。頭をもたげてきた一人にだんだん私もなってきましたけど。

だから私は、この2-4の概念図のところで、地元協議会と専門委員会は点線になっているけど、それで、ふじみ衛生組合事務局のほうと専門委員会が濃く矢印でお互いに行ったり来たりになっていますけど、今まで地元協議会で積み重ねてきて、いろいろ勉強もしながら積み重ねてきたんだから、私としてはこの地元協議会の蓄積したものを大事にしてもらいたいと思うし、その意味ではこの専門委員会のあり方というのは一つのキーワードだったんですね。と、私は思っています。だからこそ、いろんなところでいろんな項目で突つき始めているのはそのあらわれだろうと思います。せつかくここまでブロックを積み上げてきているのに。だから私は、点線と実線を入れかえてもらいたいぐらいですよ。だって、そんな不透明感が漂っているやつはやっぱり要らぬもん。というのが地元の率直な感情になってきますよ、これ。なぜ我々だけが押しつけられなきゃいけないんだという、そういう感情になってくるでしょう。自分たちの要望が……。それは住民感情だからね、これは、はっきり言って。

B 参与 : 今、F委員のほうから、何か不透明感が漂ってきたというような意見がありましたけれども、きょうお集まりの皆さんが皆同じような思いを抱かれていますのではないというふうに私自身は思っているんですよ。確かに地元協議会の果たしてきた役割、今もこうして熱心に議論していただいている状況ということは、非常に大きな中身、内容を議論してきたというふうに思っているんですね。ですから、この積み重ねというのは、今後も大事にしていきたいと思っていますし、ここの一つの大きな核になってくるというふうに思っています。

そして、専門委員会の設置というのは、この10条によって規定はされているんですが、乙が設置をするということは、逆に言えば、乙が健康問題について重大な決意を持ってこの機関をつくっていくと、そういうことのあらわれでもあるんですね。ですから、そのことをまず、ご理解いただけるものと思っておりますけれども、そういう趣旨で設置をしたという形だというふうに思います。ですから、これからも、今までこうした膝詰

めの議論というのは、今後もこの地元協議会の中で私たちとともに意見を交換させていただくという形かなというふうには思っております。したがって、専門委員会の設置については、先ほどもこちらのほうから何回か答弁というかお話を申し上げましたけれども、その中身、内容に沿って今回設置をしたという形でもありますので、その辺のところをご理解いただけるんじゃないかというふうに私のほうは思っております。

a 副会長 : 第3章については今ご意見をいただきましたので、次回、27日のところで改めて提示をさせていただきたいと思えます。

会 長 : 4章の説明。いってよろしいですか。じゃ、4章、事務局、説明をお願いいたします。

G 委員 : それでは、第4章に入らせていただきます。資料3をごらんいただきたいと思えます。

第4章、第15条でございます。幾つか意見が出ておりますが、基本的には施設の稼働年限について明らかにすべきであるというようなご意見、それから協定の期間について時限を設けるべきであるというご意見でございます。これについての回答でございますが、2-7をごらんいただきたいと思えます。ふじみ衛生組合ごみ処理施設のあり方の協議に関する覚書(案)でございます。ふじみ衛生組合周辺自治会等とふじみ衛生組合は、「ふじみ衛生組合ごみ処理施設の今後のあり方を協議するため、覚書を取り交わすものとする。」ということで、「1 乙は、新ごみ処理施設稼働開始から15年後に、ふじみ衛生組合ごみ処理施設の今後のあり方について、甲と協議を始めるものとする。」ということです。「2 第1項の協議は、ふじみ衛生組合地元協議会において実施するものとする。」ということで、15年後に今後のあり方について地元協議会と協議をしたいという覚書を提案させていただくものでございます。

続きまして、第17条でございます。これは効力の線引きのお話でございます。これにつきましては、1-1の第17条をごらんください。第17条のただし書き。協定の効力のところでございますが、ただし書きをつけております。「ただし、この地域以外において施設の設置及び稼働に起因する影響があった場合は、乙は、本協定に準じ対応するものとする。」ということで、地元協議会の範囲を超えたとしても同様に対応していくというものでございます。

続きまして、附則でございます。附則につきましては、試運転期間中はどうかというご質問でございます。これにつきましては、別冊になってしまいますが、本日の資料の4をごらんいただきたいと思います。ふじみ衛生組合新ごみ処理施設試運転に関する協定書（案）というものをご提示させていただきました。

まず第1条として、試運転期間は平成24年10月の受電開始の日から平成25年3月31日までとするという、期間でございます。第2条が試運転の工程でございます。試運転の工程は別表のとおりとするということで、A3横書きで試運転の工程が書いてございます。続きまして、第3条、試運転時間でございます。試運転時間は原則として1日24時間ということでございます。第4条、試運転に伴う環境保全対策でございます。乙は、試運転を行うに当たり地域住民の健康及び安全を確保するため、原則「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書」、1-1に準じて対応するものとするということでございます。こういったことが書いてあります。これをご提案させていただくものでございます。

また、先ほどお配りいたしました、E委員からもご意見をいただいております。第15条でございますが、協定の有効期間は締結後20年間とし、期間満了までに甲乙協議し本協定の期間延長ないし改定をすることができるというご意見、それと、協定締結後15年経過した時点で施設の稼働実績や環境影響評価等を判断しながらその後のあり方について協議をするというご意見、それと、第13条の苦情処理、第14条の損害賠償に関しては本協定期間満了後も有効とするということでございます。あわせて、E委員のご意見を読ませていただきました。

A 委員 : 申し上げます、事務局のほうで検討していただきたいと思います。横書きの資料3の、ページ数は最終ページ。第4章15条というところで、終わりの問題について要望を受けとめていただいて、事務局対応の考え方が示されています。その限りにおいて、20年にするのか、15年にするのか、その辺の問題はこれから議論したいと思いますが、覚書の標題、それから前文、1条第1項などにある「あり方」という言葉、表現。私らは何を指すのかって勝手に考えることはできるんですが、これは協定書になるのか覚書になるのか、E委員の意見では協定書になってくると思いますが、事務局提案では覚書になっている。これもまた議論されるんだろうと思いま

すが、「あり方」というのを、資料3の15条にあるように、稼働期間もしくは操業期間という言葉に置きかえてもらいたい。でないと、あり方が何なのかかわからない。あり方の中身が。何を協議するのか。そこは明示してもらいたいと思い、その要望を申し上げて、次に回答いただきたい。

D 委員 : もし許されるんだったら、ちょっと2章のことで一言申し上げたいんですが。

会 長 : 2章、では、手短かに。

D 委員 : ルール違反ですけど、ちょっと気になりますので。第8条なんですけれども、「乙は、本協定に基づき測定したデータについて、公表するものとする。」、これはまあ結構なんですけど、2番は、「乙は、別表1の各項目について、ふじみ」云々とありますよね。で、3カ所に常時表示するんですけども、次は、同じデータと理解したんですが、広報紙、ホームページ等で公表すると、こうなっている。そうすると、別表2とか、それから第7条でしたいろんな測定がありますよね、そういうものの公表場所が明示されていないと思うんです。だから私は、別表2ぐらいは、放射能の値ですよ、タイムラグはあるものの、やっぱり3カ所で常時表示してもらいたいと思うんですが、第7条で決められたいろんな値はそこまでやる必要ないので、広報紙及びホームページ等で公表するというふうに書いてもらったほうがいいんじゃないかと思っておりますので、ちょっと考えておいてください。

会 長 : 事務局のほうにお願いしたいと思えます。

a 副会長 : はい、考えておきます。

## (2) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設工事に係る日曜日の作業について

H 委員 : それでは、協議事項の(2)になります。新ごみ処理施設建設工事に係る日曜日の作業についてということでございます。資料につきましては、資料5、お配りした資料の一番後ろについていますA4の1枚のものでございます。

建設工事につきましては、既に締結してございます工事協定書に準拠しまして施工させていただいておりますけれども、工事協定書の第3条の第2項。資料4の後ろのほうに参考資料として工事協定書を添付してございますが、ここの第3条の第2項のところに、本工事は原則として日曜日には作業を行わないというふうに記載してございますが、どうしても工事の施工



上、平日作業ができない部分がございまして、今回日曜日の作業を行いたいというものでございます。

作業日につきましては、9月23日、それから9月30日、この2日になります。

作業の内容ですけれども、9月23日につきましては、新ごみ処理施設の東側、Dゲートというゲートがございまして、このDゲート付近で電線管を埋設するという工事を予定してございます。それから、9月30日につきましては、同じく新ごみ処理施設の東側、ここの部分にアスファルトの舗装をします。これは平日ですと、リサイクルセンターへの搬入搬出車両の通行を妨げてしまうということがございまして、日曜日に行いたいというものでございます。

作業時間につきましては、午前8時から午後6時まで。使用する車両、重機といたしまして、重機、資材の搬入用にダンプトラック、あるいはトレーラ、それから実際作業を行うに当たりまして、掘削用のバックホー、あるいは舗装、転圧しますローラー等、これを使わせていただきます。

日曜日の作業でございまして、騒音、振動、塵埃については極力少なくなるように努めます。また、車両の出入りですね。これについてはDゲートを考えておりますけれども、車が出入りするときには交通誘導員を配置します。常に安全を確保して行うというもので考えております。

なお、近隣の住民の方には、別途このお知らせをつくりまして配布するという、既に9月23日迫っていますので、配布はさせていただきました。

○ 委員 : 今言われました3条の第3項ですね。これは必要ないんじゃないかと思うんです。「夏季期間は、工事期間中の5月1日から9月30日までとする。」というんですけど、来年はもう工事は終わっているわけですね。そうすると、もう9月30日まであと10日間ぐらいしかないですね。これは協定書というのはいつまで延期するのか。

それともう1点ですね。第4条で、午前8時から午後5時までと書いていますよね。今度は午後6時までというんで、特定条件として、4条の3項、午前8時から午後6時までとありますが、ちょっと何か矛盾しているようで。その点だけです。

a 副会長 : 私のほうから申しあげます。まず、工事協定書は平成22年に既に協定

済みのものがございますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

G 委員 : それから、2点目の質問でございますが、もととなる工事協定書第3条の第3項に、夏季期間は工事期間中の5月1日から9月30日までというものがありまして、夏季期間については1時間延長できるとなっておりますので、まだ9月中ですので、1時間延長して6時までやるものがございます。

L 委員 : 雨の場合はどうするんですか。雨の場合は、工事は。

H 委員 : 基本的に雨天決行で考えております。よっぽどの嵐等にならない限り、実施いたします。

#### 4 その他

##### (1) その他報告

H 委員 : 机の上に、ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設ニュースというのを配付してございます。ここの下段のほうに建設工事の進捗状況というのを載せております。左下写真を見ていただくと、周りの足場等がすべて取れて、外壁の塗装であるとか煙突の塗装はすべて完了いたしました。建物の中では、設備の配管配線、あるいは内装の仕上げ、床、天井、壁の仕上げ工事を現在行っています。それから、足場が取れた関係で、外構工事が既に始まっておりまして、今はちょうど東側で雨水の浸透工事などを行っております。それから、プラント工事につきましては、機器周りの配管や保温、それから炉内であるとかボイラーの中の耐火材を取りつけるというような工事をやっております。工事の進捗率でございますが、現在のところ、約89%、10月1日に東京電力から電気を受電いたしまして、いよいよ試運転に入っていくわけですけれども、現場のほうは順調に進んでおります。

##### (2) 日程

会 長 : 次回日程、9月27日木曜日午後6時半から、この場所というふうになっております。お間違いのないようによろしく申し上げます。

事務局、連絡事項などありましたら。

事務局 : 9月27日で次回日程が決定しておりますが、おおむね約1週間後ということになります。次回につきましては、議事録について、きょう2時間

半ぐらいの議論でございましたので、出来上がりに1週間ほどかかります。要旨の提示ということになっておりますが、ほぼ全文録に近い形で出させていただいております、その中でも委員の皆様に向いながら内容をまとめさせていただいております。そうした時間もいただきたいので、次回はちょっと議事録が間に合いません。それなので、きょうの内容を整理いたしまして、まとめを進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長 : それでは、本日はこれにて閉会とします。ありがとうございました。

20時58分 散会